

第6章 青少年の非行等 問題行動

第6章 青少年の非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

非行少年（刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年）の総数は、過去5年間で約3割（26.6%）減少した。
平成23年中における刑法犯少年は950人で、統計を取り始めた昭和23年以降で最も少ない検挙・補導人員となった。

第6-1-1表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

年別			H19	H20	H21	H22	H23
区分							
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯 罪 少 年	1,015 人	903 人	783 人	812 人	719 人
		触 法 少 年	307 人	237 人	291 人	334 人	233 人
		計	1,322 人	1,140 人	1,074 人	1,146 人	950 人
	特 別 法 犯 少 年		32 人	26 人	24 人	18 人	53 人
	ぐ 犯 少 年		24 人	25 人	13 人	9 人	9 人
	合 計		1,378 人	1,191 人	1,111 人	1,173 人	1,012 人
不 良 行 為 少 年			5,009 人	4,686 人	4,594 人	4,087 人	3,886 人

(注) 非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。資料:警察本部少年課
 刑法犯少年……刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 特別法犯少年……覚せい剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令（交通関係法令に規定する罪を除く。）に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。
 不良行為少年……刑罰法令に触れないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為を行い、警察に補導された20歳未満の少年をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

過去5年間の刑法犯少年の罪種別検挙・補導状況は、各年とも窃盗犯が最も多く、平成23年中は全体の約7割（73.6%）を占めた。

第6-1-2表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別	H19	H20	H21	H22	H23
罪種別					
凶 悪 犯	8人	4人	2人	5人	4人
粗 暴 犯	96人	108人	88人	91人	68人
窃 盗 犯	855人	816人	793人	879人	701人
知 能 犯	4人	4人	4人	10人	10人
風 俗 犯	5人	6人	5人	2人	2人
その他の刑法犯	354人	202人	182人	159人	167人
合 計	1,322人	1,140人	1,074人	1,146人	952人

(注) 凶悪犯……殺人、強盗、放火及び強姦の犯罪をいう。資料:警察本部少年課(平成24年1月4日現在)
 粗暴犯……暴行、傷害、恐喝、脅迫及び凶器準備集合の犯罪をいう。
 知能犯……詐欺、横領、偽造等の犯罪をいう。
 風俗犯……わいせつ、と博等の犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

過去5年間の刑法犯少年の学職別検挙・補導状況は、各年とも中学・高校生の占める割合が最も多く、平成23年中は全体の約8割（75.2%）を占めた。

第6-1-3表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

学職別 \ 年別		H19	H20	H21	H22	H23
未 就 学				1 人		
学生 生徒	小 学 生	81 人	75 人	97 人	92 人	84 人
	中 学 生	611 人	501 人	491 人	536 人	412 人
	高 校 生	373 人	407 人	328 人	338 人	302 人
	そ の 他	30 人	25 人	27 人	23 人	20 人
有 職 少 年		77 人	48 人	40 人	57 人	49 人
無 職 少 年		150 人	84 人	90 人	100 人	83 人
合 計		1,322 人	1,140 人	1,074 人	1,146 人	950 人

(注)その他…大学生及び専修学校生等をいう。

資料:警察本部少年課

第2節 非行少年等の処遇と福祉

1 警 察

(1) 少年警察活動と少年法

少年警察活動は、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図ること。」を目的としている。

少年非行に関する法律は、少年法、刑法、刑事訴訟法、児童福祉法等多数に及ぶが、そのうち少年の保護事件に関して中枢をなす体系的な法律は、「非行のある少年」を処遇するための基本法たる「少年法」である。

少年法における対象少年は、「犯罪少年」、「触法少年」及び「ぐ犯少年」とされているが、このほか、非行少年には該当しないが、「不良行為少年」、「要保護少年」を補導及び保護の対象としている。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他児童福祉法による福祉のための措置等が必要と認められる少年をいう。

非行少年等の処遇については、一般の成人事件と異なり、少年の健全育成の精神を基本原則とし、

- ・ 少年の心理、生理、その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 秘密の保持
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向へ配慮

により適正処遇に努めている。

(2) 少年非行防止・保護総合対策の推進

警察では、「少年非行防止・保護総合対策の推進」を活動重点として、学校、関係機関・団体、家庭、地域社会等と連携を強化し、総合的な少年の非行防止及び保護のための対策を推進している。

ア 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 少年の規範意識の醸成活動を推進

○ 保護者の意識改革の促進

少年の規範意識の高揚を図るため、非行防止教室等のあらゆる機会を通じて、家庭における保護者の役割と責任の重要性について意識の醸成を図っている。

○ 少年非行防止 JUMPチームの活動強化

中学生、高校生の規範意識の高揚を図ることを目的に県内全中学校・高等学校に少年非行防止 JUMPチームを結成し、JUMPチームに必要な情報発信、研修会の開催等によるスキルアップとその活動の強化を推進している。

○ 非行防止教室等による啓発活動の強化

少年の規範意識の高揚を図るため、学校において警察職員が宇粉宇万引き等非行防止教室、薬物乱用防止教室、携帯電話・インターネット利用安全教室等を通じて、啓発活動を推進している。

○ 低年齢少年対策の推進

- ・ 「子ども会」組織との連携強化

低年齢少年の規範意識の高揚を図るため、「子ども会」組織との緊密な連携、積極的な情報発信活動等の強化を推進している。

- ・ 小学生におけるリトルJUMPチーム結成に向けた取組の推進

小学生の規範意識の高揚を図るため、学校・教育委員会との連携を強化し、小学校におけるリトルJUMPチーム結成に向けた取組を推進している。

(イ) 少年の立ち直り支援活動の推進

○ 継続的な支援活動の強化

過去に非行少年として取扱いのあった少年の中で、周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にある少年に継続的に連絡を取り、助言・指導を行うとともに、就学・就労支援を行ったり、社会奉仕活動への参加を促す等、個々の少年に応じた支援活動を推進している。

○ 少年警察ボランティア、地域住民等との連携強化

少年の非行防止と立ち直りのため、少年警察ボランティア、大学生サポートボランティア、関係機関・団体等との連携を強化している。

(ウ) 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢や非行要因について、PTA団体、自治会、企業等に対する情報発信活動をしたり、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時等における積極的な声かけ・あいさつ運動等を推進している。

また、各種社会奉仕活動、少年警察ボランティアと協働した各種街頭キャンペーンの参加、職場体験等、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

(エ) 初発型非行防止活動の推進

初発型非行である「万引き」、「自転車盗」、「オートバイ盗」、「占有離脱物横領」を抑止するため、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体と連携を図り、万引きの発生が多い店舗の巡回等を強化するとともに、事業者側に自主的防犯対策を促す等の集中的対策や、自転車盗難被害が多い場所の巡回等を推進している。

また、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会等に教育庁及び警察本部からそれぞれの職員を合同で派遣し、教育と警察の特色を生かして、少年の非行防止と犯罪被害防止等の取組を支援している。

(オ) 街頭補導活動の強化

街頭補導等を通じ、被害少年及び要保護少年を発見し適切な保護措置に努めているほか、不良行為少年を早期発見、補導するため、街頭補導活動を強力に推進している。

(カ) 相談活動の強化

少年相談活動は、少年の非行、家出、いじめ、自殺等の未然防止及びその兆候の早期発見を図る観点から年々重要性を増してきている。

警察本部少年課、青森・八戸・弘前にヤングテレホンコーナーを設けているほか、警察本部少年ではパソコンや携帯電話によるメールにより少年の悩み、不安及び困りごと、少年に対する保護者の悩み等の相談に応じている。

- ・ ヤングテレホンの電話番号は、

警察本部少年課 0120-58-7867

青森警察署

017-776-7676

八戸警察署 0178-22-7676

弘前警察署

0172-35-7676

- ・ ヤングメールのメールアドレス youngmail-587867@extra.ocn.jp

イ インターネット利用児童ポルノ事犯の態様の変化に応じた取締り等の強化

(ア) 児童ポルノ事犯等の取締りの強化

児童ポルノ事犯、出会い系サイト等が介在する少年の性的被害に係る淫行及び児童買春事犯等の徹底検挙を推進しているとともに、広報啓発活動を推進している。

(イ) 少年に対する暴力団等による影響の排除

暴力団等悪質風俗営業者が関与する福祉犯の取締り及び暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを推進しているとともに、少年に対する暴力団の影響の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

ウ 少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進

(ア) 児童が使用する携帯電話に係るフィルタリング100%普及を目指した取組の推進

コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害が急増していることを踏まえ、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリング100%普及を目指し、販売店に対する指導・要請の徹底、保護者に対する広報啓発活動を推進している。

(イ) 有害図書類等の有害環境の浄化

有害環境の浄化に関する広報啓発活動を推進するとともに、酒類、たばこ、有害図書類等を少年が容易に入手できる環境を浄化するため、関係業界に対する指導を推進している。

(ウ) 深夜はいかいや家出を抑制するための取組みの推進

少年の深夜はいかいや家出の実態を踏まえ、カラオケ店、インターネットカフェ、コンビニエンスストア等の少年のたまり場となりやすい事業者に対し、深夜において少年に利用させないような自主的措置に関する要請を行うとともに、悪質業者に対しては県青少年健全育成条例等関係法令で厳正に対応するなどの取組みを推進している。

エ 児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への対応と被害少年支援対策の推進

(ア) 児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への対応

○ 児童の安全の確認及び保護

児童の安全が疑われる事案については、迅速、確実な児童の安全確認及び保護に努めている。

○ 児童の保護に向けた関係機関との連携の強化

児童虐待事案認知の際には、確実に児童相談所へ通告し、児童の保護に向けた関係機関との連携強化を推進している。

(イ) 被害少年対策の推進

犯罪被害等に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害児童の実情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年対策官、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けるなどして、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

2 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として設置されたもので、全国に436か所（平成23年4月1日現在）設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

(1) 少年補導センターの業務・運営と設置状況

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要の情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

センターの活動事業計画の策定及び運営の方針についての審議、決定をするため、警察、教育、児童福祉等の青少年関係機関、団体の代表等で組織する運営協議会が設けられている。

第6-2-1表 少年補導センターの設置状況

(平成23年4月1日現在)

名 称	所 在 地	設置年月日	補導委員	所 長
青森市少年指導室	青森市栄町一丁目10-10	41. 4. 1	165	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市大字上白銀町1-1	41. 6. 1	250	健康福祉部子育て支援課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	38. 10. 1	150	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市大字市ノ町5-2	41. 4. 1	29	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市岩木町12	40. 4. 1	32	教育委員会社会教育課長
十和田市スポーツ青少年課	十和田市奥瀬字中平70-3	42. 12. 25	22	教育委員会スポーツ青少年課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町一丁目8-15	43. 8. 1	44	民生部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目8-1	44. 4. 1	60	保険福祉部児童家庭課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	40. 12. 10	35	教育委員会教育長

資料：青少年・男女共同参画課

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、夫婦、親子、相続等の家庭に関する問題や非行少年の事件等を専門的に取り扱う裁判所として発足した司法機関であり、地方裁判所と同様に下級裁判所である。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、調査、審判を行っている。これらは、和やかな雰囲気の下で内省を促し、非公開の手続きで行われる。

○少年保護事件

家庭裁判所が少年事件として扱うのは、①犯罪少年、②触法少年、③ぐ犯少年の事件で、そのほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知識を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の保護的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き事件について、商店主を講師として招いて被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、保護的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設に送って指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第6-2-2表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受人員

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
刑 法 犯	1,647	1,345	1,356	1,169	1,075	1,028
特 別 法 犯（除く道交）	41	35	49	29	25	37
ぐ 犯	11	7	8	0	3	10
一 般 保 護 事 件 計	1,699	1,387	1,413	1,198	1,103	1,075
道 路 交 通 法 違 反 保 護 事 件	326	239	205	153	143	142
総 数	2,025	1,626	1,618	1,351	1,246	1,217

資料：司法統計年報

第6-2-3表 青森家庭裁判所管内保護事件終局状況

		平成18年			平成19年			平成20年			平成21年			平成22年		
		総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法
検 察 官 送 致	年 齢 超 過	13	6	7	13	12	1	15	10	5	19	11	8	29	15	14
	刑 事 処 分 相 当	9	3	6	8	3	5	10	6	4	7	1	6	11	2	9
保 護 処 分	保 護 観 察	316	166	150	337	204	133	242	151	91	260	163	97	232	144	88
	児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	0	1	1	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0
	児 童 養 護 施 設 送 致															
	少 年 院 送 致	16	16	0	42	41	1	27	26	1	20	19	1	13	13	0
知 事 ・ 児 童 相 談 所 長 送 致		4	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
不 処 分		349	313	36	270	259	11	274	260	14	235	231	4	298	283	15
不 開 始		929	893	36	816	773	43	729	702	27	667	647	20	528	507	21
移 送 回 付		80	70	10	108	95	13	62	51	11	56	52	4	68	66	2
移 送 回 付		23	16	7	35	26	9	29	24	5	24	22	2	13	11	2
総 数		1,739	1,487	252	1,634	1,418	216	1,390	1,232	158	1,290	1,148	142	1,197	1,046	151

資料：司法統計年報

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、少年法及び少年院法の施行に伴い、昭和24年に発足し、各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されており、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・分析し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

観護の措置による収容期間は、原則として2週間以内であるが、必要のあるときは、家庭裁判所の決定によって期間が更新され（最長8週間）、その間少年たちは、落ち着いた気持ちで裁判を受けることができるよう、明るく静かな環境の中で、規則正しい生活を送っている。

少年鑑別所では、少年たちが非行をするようになった原因や、今後どうすれば非行から立ち直れるのかを、各種検査や面接、行動観察などを通して明らかにし、その結果は鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判の参考となるほか、少年院・保護観察所での指導等にも活用される。

このように少年を収容して行う「収容鑑別」のほか、家庭裁判所からの請求に応じて、少年を収容せずに行う「在宅鑑別」、少年院、刑事施設、保護観察所等の法務省関係機関からの依頼に応じて行う「依頼鑑別」、個人や学校の先生など、一般の方々からの依頼に応じて行う「一般少年鑑別（一般相談）」がある。特に、一般少年鑑別（一般相談）については、非行に関する知識を幅広く活用し、地域の相談機関として一般の方々からの相談に応じている。

また、法務省所管の関係機関である少年院及び刑務所と連携して矯正展を実施し、活動状況の広報などを行っている。さらに、依頼に応じて公開講座等の講師を派遣することもあり、その活動は多岐にわたっている。

少年鑑別所を巡る最近の大きな動向として、平成22年12月7日に法務大臣あてに提出された民間有識者による「少年矯正を考える有識者会議提言」が挙げられる。副題に「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」とある同提言は、とかく閉鎖的になりやすい少年院・少年鑑別所の進むべき方向性が民間有識者の視点で述べられている。これを受けて、各少年鑑別所においては、提言にある施設の透明性の確保を目的とした一般市民を対象とする参観の実施及び再非行防止を目的とした各種鑑別の充実化並びに健全育成を考慮した各種処遇の強化等に努めている。

また、こうした動向と並行して、少年院・少年鑑別所の業務に関する基本法規である少年院法の全面改正を目指して作業が進められている。

なお、年次別の年間収容人員は、**第6-2-4表**のとおりである。

第6-2-4表 青森少年鑑別所年間収容人員（過去5年）

（単位：人）

区分	H18	H19	H20	H21	H22
男	75	113	66	50	52
女	4	8	4	10	14
計	79	121	70	60	66

資料：矯正統計年報

5 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関であり、本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司（法務大臣からの委嘱による。青森県における保護司定員は630名）とが協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。また、保護観察所に配属

された社会復帰調整官が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的に、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図る精神保健観察等にあたっている。

(1) 保護観察

犯罪や非行をした人たちを、自由な社会の中で通常の生活を営ませつつ、本人が更生する上で必要な生活の目標や指針（遵守事項という。）を定め、それを守るよう指導監督するとともに、帰住の斡旋や宿泊所の供与、必要な教養、訓練、医療若しくは就職を助けるなどの補導援護を行うことによって、その者の改善更生を図ろうとするものである。保護観察の種類及び保護観察期間については、**第6-2-5表**のとおり。

なお、保護観察事件の年間取扱い件数は、**第6-2-6表**のとおりである。

○ 段階別処遇

保護観察対象者につき、犯罪又は非行に至る行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、その結果に基づいて保護観察対象者を処遇の難易により区分した各処遇段階に編入し、各処遇段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働体制により適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各処遇段階における処遇の実施状況により、処遇段階の変更、不良措置、良好措置等の措置が的確に採られるように体系的な保護観察処遇を実施する。

○ 類型別処遇

保護観察対象者が持つ問題性その他の特性を、その犯罪、非行の態様、環境条件によって13区分に類型化して把握し、各類型ごとにその特性に焦点を当てて処遇するもの。類型によっては、集団処遇を実施し処遇効果を挙げている。

○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられ、保護観察官がプログラム受講者と全5回面接して実施している。

○ 社会参加活動

保護観察対象者に、社会奉仕活動等の社会に有益な諸活動を体験させることによって、その社会性を育み、社会適応を促進することを目的とした保護観察の処遇方法。平成6年度から実施された短期保護観察における課題指導の課題例の一つとして導入され、現在、特別養護老人ホームや知的障害者更生施設等での介護体験活動などが実施されている。

第6-2-5表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保 護 観 察 の 期 間
1号観察	家庭裁判所の決定により保護観察に付された者	保護処分決定の日から20歳に達するまで。ただし、2年に満たない場合は2年間。
2号観察	地方更生保護委員会の決定により少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。通常では20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。
3号観察	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。無期刑仮釈放者は、恩赦によらない限り終身。ただし少年のとき無期刑の言渡しを受けた者は仮釈放後10年を経過するまでの期間となるなど例外がある。
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者	判決確定の日から、刑の執行猶予期間の満了する日まで。

第6-2-6表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

年 号別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1号観察	848	721	597	556	489	443	437
2号観察	113	94	73	67	75	69	61
3号観察	188	202	189	181	177	182	192
4号観察	229	250	242	229	211	194	199
合 計	1,378	1,267	1,101	1,033	952	888	889

資料：青森保護観察所

(2) 生活環境調整

本人が、刑務所や少年院に入所中に、釈放後に生活する予定の住居や環境が本人の立ち直りに適当なところであるかどうか調査し、もし問題があれば、それを解決するよう家族を始めとする周囲の人に働きかけ、スムーズに社会復帰ができるようにするものである。

(3) 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続きまたは保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

(4) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の浄化に努める活動である。更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪を抑止する社会的諸条件を強化・助長するよう働きかける点にある。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月に「社会を明るくする運動」を実施しているが、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、例えば街頭宣伝活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を実施して、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼びかけている。

(5) 民間協力組織

関係組織等	主 な 活 動 内 容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保護事業、宿泊所は提供せず帰住の斡旋、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業、継続保護事業及び一時保護事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係組織の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の事業を行っている。
更生保護法人 あすなろ	更生保護施設を設置し、保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無いため更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。平成12年9月継続保護事業を再開した。
更生保護 女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。 (地区会数28 会員数約2,400名)
BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会	非行少年あるいは非行のおそれのある少年のよい友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける「ともだち活動」を行うとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。(地区会数6 会員数約90名)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。(約140事業所)

資料：青森保護観察所

第3節 青少年の問題行動と対策

1 暴力行為

(1) 暴力行為の現状

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成22年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、小学校21件、中学校435件、高等学校92件の合計548件となっている。

前年度と比較すると、小学校で5件の減少、中学校で84件の増加、高等学校で14件の増加となっており、合計では93件の増加となっている。

(2) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種研修講座の開設、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣及び問題を抱える子ども等の自立支援事業等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒推進連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協力体制の強化に努めている。

第6-3-1表 暴力行為の発生件数

(1) 小学校

(単位:件)

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	
H18	6	0.02	19	0.05	0	－	7	0.02	32	0.08	378
H19	1	0.00	15	0.04	1	0.00	4	0.01	21	0.06	374
H20	0	－	15	0.04	0	－	9	0.02	24	0.07	364
H21	1	0.00	22	0.06	0	－	3	0.01	26	0.07	352
H22	0	－	11	0.03	2	0.01	8	0.02	21	0.06	346

(2) 中学校

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	
H18	102	0.59	194	1.12	15	0.09	151	0.87	462	2.67	173
H19	63	0.36	251	1.43	19	0.11	154	0.88	487	2.78	175
H20	33	0.19	178	1.04	10	0.06	113	0.66	334	1.95	171
H21	43	0.25	186	1.10	21	0.12	101	0.60	351	2.08	169
H22	53	0.31	222	1.31	17	0.10	143	0.85	435	2.57	169

(3) 高等学校

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	
H18	12	0.16	31	0.42	3	0.04	13	0.18	59	0.81	73
H19	7	0.10	42	0.58	1	0.01	26	0.36	76	1.06	72
H20	8	0.11	26	0.37	2	0.03	20	0.28	56	0.79	71
H21	2	0.03	39	0.55	3	0.04	34	0.48	78	1.10	71
H22	5	0.07	52	0.75	2	0.03	33	0.48	92	1.33	69

(4) 全体

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	件数	/ 1 校	
H18	120	0.19	244	0.39	18	0.03	171	0.27	553	0.89	624
H19	71	0.11	308	0.50	21	0.03	184	0.30	584	0.94	621
H20	41	0.07	219	0.36	12	0.02	142	0.23	414	0.68	606
H21	46	0.08	247	0.42	24	0.04	138	0.23	455	0.77	592
H22	58	0.10	285	0.49	21	0.04	184	0.32	548	0.94	584

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

資料：学校教育課

(注1) 発生場所は学校の内外を問わない。

(注2) 平成19年度から、怪我や外傷の有無にかかわらず「暴力行為」に含めることとするなど、「暴力行為」の定義等が変更されている。

2 薬物乱用

(1) 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

平成23年中、薬物乱用の法令別検挙・補導人員は1人で、前年に比較すると1人(100%)増加した。

第6-3-2表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別 罪種別	H19	H20	H21	H22	H23
毒物及び劇物取締法	2人	1人	0人	0人	1人
覚せい剤取締法	2人	1人	0人	0人	0人
大麻取締法	0人	0人	4人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
合計	4人	2人	4人	0人	1人

資料：警察本部少年課（平成24年1月4日現在）

(2) 薬物乱用の中・高校生の推移

平成23年中、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はいなかった。なお、有職少年1人がシンナー乱用で検挙されている。

第6-3-3表 薬物乱用の中・高校生の推移

(単位:人)

年別 罪種別	H19	H20	H21	H22	H23
中 学 生	0人	0人	0人	0人	0人
高 校 生	0人	0人	2人	0人	0人
小 計	0人	0人	2人	0人	0人
中・高校生の占める割合	0.0%	0.0%	50.0%	0%	0%
合計	4人	2人	4人	0人	1人

(注) 薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反をいう。資料：警察本部少年課(平成24年1月4日現在)

(3) 薬物乱用防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用対策に取り組んでいる。

① 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関（矯正、警察、行政機関等）及び関係団体（医業、薬業団体等）の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

② 青森県薬物乱用防止指導員

覚せい剤、大麻、シンナー等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約 370 名を青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚せい剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

③ 不正大麻けし撲滅運動

県内の大麻による検挙者数は、全薬物事犯検挙者数の約 4 分の 1 を占めている。

県では、県内に数多く自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となるけしが栽培されていないかについて、保健所あへん監視員による巡回が実施されており、不正栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第 6-3-4 表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
大麻除去本数	183,619	192,655	77,972	148,585	189,036	74,843	482,971
けし除去本数	18,311	51,587	11,511	9,204	2,846	3,100	6,721

資料：医療薬務課

④ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するための薬物乱用防止教室を開催するよう指導するなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

また、若年層の大麻や覚せい剤等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、薬物乱用防止教育研修会を開催している。

3 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為での補導）少年の推移

平成 23 年中、少年の健全育成に支障のある性的行為をしていたことにより補導された少年は 34 人で、前年に比較すると 3 人（9.7%）の増加であった。

補導された少年の約 9 割（85.3%）は、中学生と高校生で占められている。

第 6-3-5 表 不健全性的行為少年の推移

(単位:人)

学職別		年別	H19	H20	H21	H22	H23
	中 学 生		8(8)	8(6)	4(4)	8(6)	4(4)
	高 校 生		36(22)	36(22)	17(9)	20(11)	25(15)
	小 計		44(30)	44(30)	21(13)	28(17)	29(19)
	中・高校生の占める割合		78.6%	78.6%	87.5%	90.3%	85.3%
合 計			56(35)	56(35)	24(15)	31(20)	34(22)

(注) () 内は女子の内数

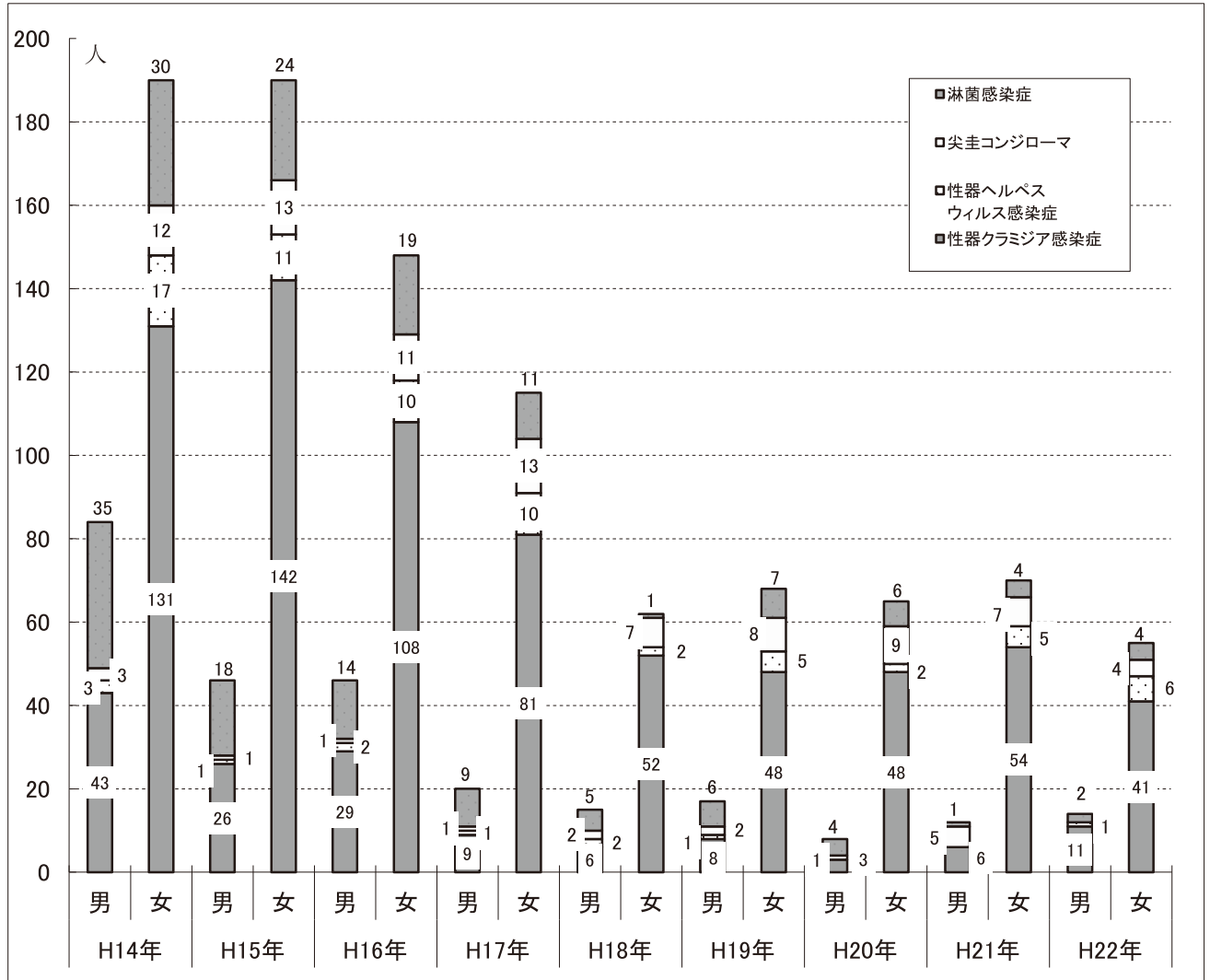
資料：警察本部少年課（平成 24 年 1 月 4 日現在）

(2) 性感染症（STD）の状況

STDは、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症などがある。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数は平成18年以降横ばい状況にあり、全体の1割以上は10代の感染者である。平成22年の感染者数は69名で、男女の内訳は、男性14名、女性55名となっている。（第6-3-1図、第6-3-6表）

第6-3-1図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向



資料：保健衛生課

第6-3-6表 県内における10代の性感染症発生動向

(単位:人)

年次	区分	性器クラミジア 感染症		性器ヘルペス ウイルス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
H16	全年齢	179	329	60	60	40	39	165	47	444	475	919
	10代	29	108	2	10	1	11	14	19	46	148	194
	(割合)	16.2%	32.8%	3.3%	16.7%	2.5%	28.2%	8.5%	40.4%	10.4%	31.2%	21.1%
H17	全年齢	144	292	59	46	53	32	108	29	364	399	763
	10代	9	81	1	10	1	13	9	11	20	115	135
	(割合)	6.3%	27.7%	1.7%	21.7%	1.9%	40.6%	8.3%	37.9%	5.5%	28.8%	17.7%
H18	全年齢	136	198	46	36	52	37	90	13	324	284	608
	10代	6	52	2	2	2	7	5	1	15	62	77
	(割合)	4.4%	26.3%	4.3%	5.6%	3.8%	18.9%	5.6%	7.7%	4.6%	21.8%	12.7%
H19	全年齢	144	230	38	42	53	35	84	36	319	343	662
	10代	8	48	1	5	2	8	6	7	17	68	85
	(割合)	5.6%	20.9%	2.6%	11.9%	3.8%	22.9%	7.1%	19.4%	5.3%	19.8%	12.8%
H20	全年齢	122	244	43	46	27	28	91	33	283	351	634
	10代	3	48	0	2	1	9	4	6	8	65	73
	(割合)	2.5%	19.7%	0.0%	4.3%	3.7%	32.1%	4.4%	18.2%	2.8%	18.5%	11.5%
H21	全年齢	102	236	38	36	41	27	71	28	252	327	579
	10代	6	54	0	5	5	7	1	4	12	70	82
	(割合)	5.9%	22.9%	0.0%	13.9%	12.2%	25.9%	1.4%	14.3%	4.8%	21.4%	14.2%
H22	全年齢	130	202	38	59	26	29	65	23	259	313	572
	10代	11	41	1	6	0	4	2	4	14	55	69
	(割合)	8.5%	20.3%	2.6%	10.2%	0.0%	13.8%	3.1%	17.4%	5.4%	17.6%	12.1%

資料:保健衛生課

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及び感染者は、すべて20代以上で、平成元年からの累計で計61名（エイズ患者23名、感染者38名。うち、死亡者6名）となっている。

近年、全国的な発生数は微増傾向にあり、本県においても同傾向にあると推測される。

第6-3-7表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

年 人	H元~4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
エイズ 患者	1	0	1	0	0	1	1	4	0	1	0	0	1	4	2	1	2	3	1	23
HIV 感染者	1	1	0	1	2	0	0	0	0	4	1	2	3	5	4	3	5	4	2	38
計	2	1	1	1	2	1	1	4	0	5	1	2	4	9	6	4	7	7	3	61

資料:保健衛生課

(4) 性逸脱行為に対する施策**①性に関する教育の充実〔教育庁〕**

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上や家庭教育との連携を図るために教職員・保護者・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内6地区別各1校の県立高等学校に学校医として産婦人科医を配置し、生徒、教職員、保護者に対し性に関する指導や、悩みについて指導助言、講演会等を実施している。

②指導者用資料の作成配布・・・対象：全教職員〔教育庁〕

県教育委員会では、平成20年度県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に、「学校における性に関する教育の実践状況」を調査し、その結果を基に、平成21年度は「自分そして相手を大切にする心をはぐくむために」を、平成22年度は「学校教育活動全体を通じた系統的・横断的な指導とするために」のリーフレットを作成し配付した。

4 ひきこもり**(1) ひきこもりの相談件数の動向**

県立精神保健福祉センターで実施している精神保健福祉相談のうち、ひきこもりに関する相談件数は次のとおりである。

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延件数	194	181	186	119	122

(2) ひきこもりに対する施策**①精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）**

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を行っている。

②思春期精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター）

不登校やひきこもり、拒食等の思春期精神保健福祉相談を行っている。

③思春期・青年期家族教室（県立精神保健福祉センター）

ひきこもり、家庭内暴力等の思春期・青年期に生じる問題を抱える家族が集まって情報を共有し、一緒に対応方法などを学び合い、家族自身の不安やストレスを軽減するための集まりを開催している。なお、対象者はひきこもりや家庭内暴力等の問題で医療機関に受診、若しくは相談している家族を対象としている。

